

期日	班	資料番号
11/23	2	3

平成30年度 香取市市民事業仕分け

事業名	食生活改善事業
担当部課	福祉健康部健康づくり課

香 取 市

事業シート (概要説明書)

予算事業名	食生活改善事業	事業開始年度	平成18年度		
上位施策事業名	健康づくり・地域医療	担当局・部名	福祉健康部		
根拠法令等	食育基本法、香取市食生活改善推進員設置要綱	担当課・係名	健康づくり課・健康づくり班		
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務	作成責任者	山田 勝重		
実施の背景	・がん、脳卒中、心臓病、糖尿病等の生活習慣病が増加傾向にある現在、生活習慣の改善、特に食生活の改善は極めて重要となる。				
目的 (何のために)	地域とのつながりが深い食生活改善推進員を育成し、地域活動を通じて正しい食生活の普及促進を図る				
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	市民	対象者数 (全住民に対する割合) 78,585 人 (100 %)		
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 (直営)			
		<input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理 (委託先又は指定管理者:)			
		<input checked="" type="checkbox"/> 補助金 <input checked="" type="checkbox"/> 間接] (補助先: 食生活改善推進員協議会 実施主体:)			
		<input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:) <input type="checkbox"/> その他 ()			
事業内容 (手段、手法など)	<p style="text-align: center;">事業内容</p> <p>①ヘルシークッキング…市内在住の70歳以下で健康や食生活に関心のある人を市の広報誌や食生活改善推進員を介して募集。食品衛生についての講習会や生活習慣病予防メニュー等の調理実習を通してバランスのとれた食事を体験することで、食生活改善推進員養成のための動機づけとする。</p> <p>②食生活改善推進員研修会…任期2年で市長が委嘱する食生活改善推進員に対し、正しい食生活を学んでいただくための研修会を開催。</p> <p>③食生活改善推進員自己学習…食生活改善推進員が地区活動を実施するにあたり、事前に打ち合わせや準備等を行う。</p> <p>④正しい食生活の普及促進を図るための推進員による地区活動事業…食生活改善推進員が研修会等で学んだ知識を活かし、各地区で推進活動を実施。</p>				
関連事業 (同一目的事業等)					
コスト	30年度 (予算)		29年度 (決算)	28年度 (決算)	27年度 (決算)
	事業費合計	1,297 千円	946 千円	994 千円	872 千円
	事業費内訳 (平成29年度分)	①ヘルシークッキング 需用費 (調理材料費) 49,413円 委託料 (講師派遣・検査) 12,202円 ②食生活改善推進員研修会 需用費 (調理室消耗品) 44,465円 役務費 (食生活改善推進員損害保険料) 32,900円 負担金、補助及び交付金 (県協議会参加負担金等) 6,100円 ③食生活改善推進員自己学習 ④正しい食生活の普及促進を図るための推進員による地区活動事業 負担金、補助及び交付金 (食生活改善推進員活動負担金) 800,000円 ※食生活改善推進員連絡協議会へ交付された負担金から活動費を支出している。 (別添、食生活改善推進員活動負担金 平成29年度収支決算報告書)			
	人件費	担当正職員 0.74 人 5,254 千円	1.04 人 7,384 千円	1.04 人 7,384 千円	1.17 人 8,307 千円
	臨時職員等 1.00 人 2,298 千円				
人件費合計	1.74 人 7,552 千円	1.04 人 7,384 千円	1.04 人 7,384 千円	1.17 人 8,307 千円	
総事業費	8,849 千円	8,330 千円	8,378 千円	9,179 千円	
財源内訳	国県支出金				
	国県支出金の内容				
	地方債				
	その他特財				
	その他特財の内容				
一般財源	8,849 千円	8,330 千円	8,378 千円	9,179 千円	
財源合計	8,849 千円	8,330 千円	8,378 千円	9,179 千円	

事業シート（概要説明書）

予算事業名		食生活改善事業			事業開始年度		平成18年度	
事業実績	活動実績	【活動指標名】（参加者/開催回数）		単位	H29年度	H28年度	H27年度	
		①ヘルシークッキング			111人 / 7回	119人 / 7回	144人 / 7回	
		②食生活改善推進員研修会			403人 / 7回	534人 / 8回	512人 / 8回	
		③食生活改善推進員自己学習			1,245人 / 140回	848人 / 60回	819人 / 51回	
	④正しい食生活の普及促進を図るための推進員による地区活動			8,962人 / 176回	10,828人 / 219回	14,905人 / 237回		
	単位当たりコスト		/	千円				
事業成果	成果目標 (指標設定理由等)							
	成果 (目標達成状況)	【成果指標名】（実績値/目標値）		単位	H29年度	H28年度	H27年度	
		食生活改善推進員人数 ※別添（香取市食生活改善推進員委嘱状		人	95/100	95/100	96/100	
					/	/	/	
					/	/	/	
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)		生活習慣病予防、メタボ予防の為、味噌汁の塩分測定や減塩・旬の野菜たっぷりメニューの普及による減塩活動と野菜摂取促進活動を食生活改善推進員が各地区で実施している。今後も、研修会等の開催により推進員のスキルアップを図ると共に、推進員が各地区に均一に配置できるよう、新たな人材の確保に努める。						
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)								
特記事項								

食生活改善推進員活動負担金

平成29年度収支決算報告書

収入総額 879,995円
 支出総額 741,241円
 繰越金額 138,754円

収入の部

(単位 円)

科目	予算額	決算額	増減	摘要
1. 負担金	800,000	800,000	0	
2. 会費	42,300	42,300	0	450円×94名=42,300円
3. 雑収入 (事業費)	30,000	25,925	△4,075	県事業活動費 ・減塩推進スキルアップ事業 15,000円 ・落花生PR活動事業費 10,923円 ・利息 2円
4. 繰越金	11,770	11,770	0	
合計	884,070	879,995	△4,075	

支出の部

(単位 円)

科目	予算額	決算額	増減	摘要
1. 会議費	10,000	9,600	△400	総会, 役員会時昼食代
2. 事業費	752,000	654,071	△97,929	調理実習費 109,783円 視察研修費 113,280円 講師謝礼 13,176円 細菌検査 66,956円 地区活動費 229,882円 県事業活動費 13,193円 イベント活動費 51,078円 県研修会参加費等 18,500円 消耗品 27,300円 落花生PR 10,923円
3. 役務費	8,000	7,708	△292	切手代等
4. 旅費	45,000	6,330	△38,670	県研修会旅費等
5. 負担金	65,000	63,532	△1,468	県食生活改善協議会会費 43,500円 県食生活改善協議会負担金 800円 管内食生活改善協議会会費 18,800円 振込手数料等 432円
6. 予備費	4,070	0	△4,070	
合計	884,070	741,241	△142,829	

香取市食生活改善推進員委嘱状況

委嘱年度	委嘱期間	委嘱人数
H18～H19	平成18年4月1日から平成20年3月31日	78
H20～H21	平成20年4月1日から平成22年3月31日	85
H22～H23	平成22年4月1日から平成24年3月31日	90
H24～H25	平成24年4月1日から平成26年3月31日	93
H26～H27	平成26年4月1日から平成28年3月31日	96
H28～H29	平成28年4月1日から平成30年3月31日	95
H30～H31	平成30年4月1日から平成32年3月31日	93

香取市食生活改善推進員設置要綱

平成18年3月27日告示第77号

(設置)

第1条 市は、市民の健康の保持増進を図るため、香取市食生活改善推進員(以下「推進員」という。)を置く。

(推進員の委嘱)

第2条 推進員は、市内に居住し、市が開催する所定の栄養教室修了者及びこれと同等以上の知識を有すると認められる者のうちから、市長が委嘱する。

2 推進員は、100人以内とする。

(任期)

第3条 推進員の任期は、2年とする。

2 推進員は、再任されることができる。

(活動)

第4条 推進員は、市が行う食生活改善事業及びその他の事業に協力するほか、市民への啓もう活動を主体にしながら食生活改善を図るため独自の事業を企画し、実施することができる。

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年3月27日から施行する。